

医 衛 第 1923 号

平成 26 年 12 月 25 日

坂井地区広域連合介護保険課長 様
各市町介護保険・高齢者福祉主管課長 様

福井県健康福祉部医薬食品・衛生課長
(公 印 省 略)

出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について

日ごろから、本県の健康福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
みだしのことについては、別添平成 25 年 12 月 25 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長および同振興課長通知により各都道府県福祉担当部長あて依頼がなされているところですが、福井県生活衛生同業組合連合会から当該通知について老人福祉施設に対し徹底するよう要望がありました。

つきましては、衛生水準向上の観点から下記事項の再度の徹底について、貴市町等所管の地域密着型介護老人福祉施設に対する周知をお願いします。

記

- 1 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
- 2 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。

担 当

医薬食品・衛生課 生活衛生・水道グループ
松浦 (0776-20-0355)
長寿福祉課 施設サービスグループ
青木 (0776-20-0333)